

利用できる社会資源やサービス

医療的ケア児や家族には、日常生活を送る上で様々な支援が必要となります。利用できる主な社会資源やサービスは、以下のとおりです。

※地域によって利用できるサービスが異なることがあります。

在宅で生活するために（障害児に対する障害福祉サービス）…

障害児に対する障害福祉サービスを利用する時は、市町村の窓口にご相談ください。

- 居宅介護（ホームヘルプ）**
ヘルパーが入浴、排泄、食事の介護を行います。
- 同行支援**
視覚障害により、移動に著しい困難を有する場合、必要な情報提供や介護を行います。
- 行動支援**
自己判断能力が制限されている子供に、移動の支援等の外出支援を行います。
- 重度障害者等包括支援**
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供を行います。
- 短期入所（ショートステイ）**
保護者が病気などの場合、医療的ケア児が障害者支援施設、児童福祉施設などに短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの支援を行うサービスです。
- 補装具費支給制度**
身体障害のある子供の障害を補うため、車いすなどの補装具の購入や修理の費用を支給します。
- 日常生活用具給付事業**
障害のある子供に日常生活用具の給付又は貸与をします。

子供の成長や力を引き出すために…

- 障害児通所支援**
子供を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行います。
- 児童発達支援**
未就学の子供が、日常生活における基本的な動作、知識や技術、集団生活への適応訓練などを行います。
- 医療型児童発達支援**
上下肢または体幹の機能障害がある児童への支援及び治療を行います。
- 放課後等デイサービス**
学校通学中の子供が放課後や夏休み等の休校中において、通所により生活能力の向上にむけた訓練や社会交流を促します。
- 児童発達支援センター**
より専門的な児童発達支援の機能を備えていることに加え、地域における中核的な支援施設として障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図っています。
- 居宅訪問型児童発達支援**
重度の障害等により、児童発達支援、放課後等デイサービス等を受けるために外出することが困難な場合、障害児の居宅を訪問し日常生活における基本的な動作、知識や技術、集団生活への適応訓練などを行います。
- 保育所等訪問支援**
専門職が、子供が通う保育所、幼稚園、小学校などを訪問し、集団生活への支援や訪問施設のスタッフに対する支援を行います。
- 療育センター**
障害児通所支援の一類型（「児童発達支援センター」「医療型児童発達支援」等）に当たります。
- 入園・入学のときには…**
幼稚園、特別支援学級、特別支援学校、通級による指導、訪問教育については、市町村の教育委員会にまずご相談ください。
保育所、学童クラブ・放課後等デイサービスについては、市町村の福祉部局にご相談ください。
- 保育所**
乳児（1歳未満）から小学校就学前までの子供の保育を行います。
- 幼稚園**
満3歳から小学校就学前までの教育を行います。
- 特別支援学級**
小学校等の通常の学級とは別に設置された学級に在籍し、個々の障害の状態等に応じて必要な指導を行う学級です。
- 特別支援学校**
小学校等の各教科等や個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な指導を行う学校です。
- 通級による指導**
小学校等の通常の学級に在籍し、個々の障害の状態に応じて、別の教室で特別な指導を行う教室です。
- 訪問教育**
重度の障害や病気などで通学して教育を受けることが困難な場合に、教員が週に数回、居宅などに訪問します。
- 学童クラブ・放課後等デイサービス**
放課後、帰宅しても家に誰もいない場合、家族の仕事が終わるまで子どもを預かり、学習や遊びの援助、世話をを行う施設です。
※放課後等デイサービスについては左記参照

在宅で医療を受けるために…

- 訪問看護ステーション・医療機関の訪問看護部門**
訪問看護師が居宅を訪問し、健康状態の観察や助言、日常生活の介助や指導、リハビリテーションなどを行います。
- 訪問診療**
病院や診療所の医師が、診療計画に基づいて居宅を訪問して診療を行います。
- 往診**
病院や診療所の医師が、急に体調が悪くなった場合など必要に応じて居宅を訪問して診療を行います。

困ったときは…

- 市町村の児童福祉・障害福祉担当部署**
児童・母子・障害者福祉などの窓口として相談対応、必要な支援を行う市町村の部署です。
※窓口は市町村により異なるのでご確認ください。
- 障害児相談支援・計画相談支援（児童福祉）**
障害児が障害通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する際、計画やモニタリング等の支援を行います。市町村が申請の窓口となります。
- 医療的ケア児等コーディネーター**
地域で活用できる社会資源を把握し、医療的ケア児者とその家族状況を踏まえて、医療・保健・福祉・教育等関係機関と連携します。訪問看護事業所、相談支援事業所等で活動しています。
- 児童相談所**
家庭や学校などからの子供の様々な問題に関する相談対応、子供の一時保護を行う施設です。
- 保健所・市町村（保健センター）**
保健師などが健康などに関する相談、情報提供を行います。
- 家族の会等のサポートグループ**
障害のある子供の家族などが情報や悩みなどを共有するための組織です。

地域で医療的ケア児を支援する 学校の看護師と訪問看護師の 看看連携モデル

学校に在籍する医療的ケア児は年々増加傾向にあります。子供が安心、安全、快適な学校生活を送ることができるように、学校の看護師と訪問看護師が連携を図り、医療的ケア児を継続的に支援することを目的に作成したのがこのパンフレットです。学校の看護師は、学校で最大限の資源を活用して子供を支援していますが、訪問看護師と連携することで、もっと良い方法やケアが生まれるかもしれません。訪問看護師は、学校での支援体制を知ること、子供や保護者にもっとできることがあるかもしれません。まずは、お互いがどんな役割を持って活動しているかを理解するところから始めましょう。そして、困ったときやちょっと聞いてみたいと思ったときに、このパンフレットをきっかけに繋がってみませんか。

身近なところから、子供を支えるネットワークが広がることを願っています。

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目3番12号 杏丁目参番館

TEL 03-3351-5898 FAX 03-3351-5938

このパンフレットは、令和2年度文部科学省「学校における医療的ケア実施体制構築事業（地域において医療的ケア児に関わる看看連携モデルの創出）」を受託し一般社団法人全国訪問看護事業協会が作成しました。



医療的ケア児に関わる学校や地域の各職種の役割

教育委員会

医療的ケア児の「学校や学びの場」を決定します。

- 「医療的ケア運営協議会」の設置・運営
- 医療的ケア児のガイドライン等の策定
- 学校の看護師等への研修の企画・実施 など

病院

必要時、入院を受けます。

- 外来での定期フォロー
- 病状変化時の入院
- レスパイト入院
- 退院時指導 など
- 新任の学校の看護師等に医療的ケアの技術研修をします。

療育センター等の障害福祉サービス事業所

障害児に対して療育（保育・教育と機能訓練等の発達支援）を行う場です。その役割はそれぞれの施設によって異なります。

- 児童発達支援、放課後等デイサービス
- 療育センター（医療型児童発達支援）
- 短期入所
- など



学校

※なおこれらの役割の例は学校によって異なる場合があります。

医療的ケア児の教育面と安全面を考えたケアの実施

校長教頭等

学校医や学校の看護師と連携して医療的ケアを安全かつ適切に実施する管理責任を担っています。

- 学校における医療的ケア実施要領の策定
- 医療的ケア安全委員会の設置・運営
- 学校の看護師・教職員の服務監督
- 医療的ケア児本人、保護者への説明
- 学校外との連携の窓口 など

担任教員等

医療的ケアを実施する学校の看護師と連携・協働しながら教育をします。

- 毎日、健康観察（顔色・爪色・表情など）
- いつもと違う状況のときは校内で情報共有
- 認定特定行為業務従事者である教職員は医師の指示に基づき喀痰吸引等を行います。
- など

学校の看護師

実際に学校内で医療的ケアを安全かつ適切に実施することを担っています。

- 指示書に基づく個別マニュアルの作成
- 医療的ケア児のアセスメントと健康管理
- 医療的ケアを行う教職員への指導・助言
- 主治医、学校医、医療的ケア指導医等との連絡・報告
- 緊急時の対応
- 学校内での様子を訪問看護師に情報提供や相談をすることがあります。
- など

養護教諭

医療的ケア実施に関わる健康観察・安全管理および環境の整備を担っています。

- 主治医・学校医・医療的ケア指導医との連絡・報告
- 健康状態の把握
- 看護師等と教職員との連携支援
- 緊急時対応
- など



学校の看護師

訪問看護師

訪問看護ステーション

医療的ケア児が地域で生活を継続できるための支援

管理者

訪問看護に関する責任を担っています。様々な相談の窓口も担っています。

- 訪問調整
- 教育委員会、医療機関、学校との連携や調整
- 療養相談

訪問看護師

自宅に訪問し、医療的ケアを実施します。

- 主治医との連携
- 保護者と相談し、医療的ケアの工夫
- 他職種への指導・助言

保護者に寄り添い日々の相談に応じています。

- 療養や介護の相談
- 24時間対応

自宅の状況を学校に情報提供します。

- 「訪問看護情報提供書」による情報提供
- 必要時カンファレンスの開催
- 同行訪問

リハビリ職員 PT・OT・ST

リハビリテーションを行います。

- ポジショニング指導
- 緊張緩和の指導
- 肺理学療法
- 摂食指導

主治医や訪問看護師と相談し、成長に応じて変化する補助用具の検討・助言を行います。

*本資料では、医療的ケアの実施のために学校に配置されている保健師、助産師、看護師、准看護師のことを「学校の看護師」と記載しています。

学校医 / 医療的ケア指導医

主治医からの診療情報提供を受け、医療的ケア児を診察し、学校の看護師に医療的ケアの指示、指導・助言等を行います。

- 学校の看護師への医療的ケアの指示
- 医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等の確認
- 個々の医療的ケア実施にあたっての指導・助言
- 学校の看護師・養護教諭からの状況報告を踏まえ、主治医と学校生活の情報共有をします。
- など

主治医

医療的ケア児の診療を行い、訪問看護師が実施する医療的ケアの指示を出します。

- 訪問看護指示書の発行
- 学校医への診療情報提供、情報共有
- 保護者への説明
- 衛生材料や医療的ケアに必要な物品の支給
- 学校医と連携し、情報の共有をします。
- など

自治体の医療・保健・福祉部門 / 保健所 / 市町村の保健師

- 医療機関との連携
- 災害個別計画
- など

相談支援専門員 / 医療的ケア児等コーディネーター

相談を受け、支援について、それぞれの立場で、総合的に調整し、サービス等利用計画案を作成したり、必要時にサービスを導入します。

訪問看護ステーションが行っている訪問看護以外の取り組み例

地域によって違いがありますが、医療的ケア児への支援のため、以下のような取り組みをしているところもあります。

- 医療的ケア児に関する研修会
- 放課後等デイサービス
- 通学車両への同乗
- 学校への派遣
- 在宅レスパイト事業
- など

医療的ケア児の学校生活と訪問看護との関わりの一例

保育所・幼稚園入園等を目指します。

保育所・幼稚園入園
(障害児通所支援含む)

小学校等入学にむけて準備をします。教育委員会の求めに応じて訪問看護師が在宅での情報を提供します。

就学準備

保育所、幼稚園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等を訪問し、子供にあった保育・教育・発達支援の場で過ごせるように、地域と調整を図ります。



入学前に学校や学びの場を検討するために早めに教育機関(教育委員会等)に相談します。

小学校・特別支援学校等入学

医療的ケアの準備

学校での医療的ケアの開始

医療的ケアに関わらず、生活支援の方法(だっこや食事・排泄ケアなど)等について学校に対して訪問看護師が支援することができます。

子供自身による医療的ケアの自立を目指して、家庭でも学校でも子供への関わり方を関係職種が情報共有します。



相談支援専門員や保健師などに相談・連絡することで多職種連携が進み、子供を支援する地域の輪が広がります。

学校の看護師と訪問看護師で情報を共有することで、子供は学校で安心して過ごせます。
情報共有には、対面で行う場合、訪問看護情報提供書やノート(サポートファイル)等を行っています。
学校の看護師が家庭に訪問することで家庭での様子を知ることができます。

子供の成長・発達に応じ、適時関係者間でカンファレンスをします。

子供の成長・発達に合わせて、学校の看護師も訪問看護師も、医師に指示の内容を相談します。

学校の看護師も訪問看護師も同じ研修会などに参加することをきっかけに、地域の仲間とお互いに顔の見える関係ができます。

進学・進級

学齢期、学校生活時間の後の福祉的支援の場(学童保育、放課後等デイサービスなど)

入院

医療的ケア開始

退院

医療的ケアの準備

学校での医療的ケアの開始

在学中に医療的ケアが必要になった時にも、医療的ケア児に関わる関係者で集まってカンファレンスをし、情報共有をすることができます。

新任の学校の看護師は、医療的ケアの技術を習得するために医師の指導や訪問看護師からのサポートを受けることもできます。

進学・進級



卒業後の進路に向けて関係者間でカンファレンスをします。

学校生活について、子供・保護者を含め、主治医、学校関係者(校長・担任・学校医・看護師)、教育委員会、訪問看護師、リハビリ職員等がカンファレンスをすることがあります。

進学・就労・福祉施設利用

